

平成24年

上尾市教育委員会6月定例会
議案資料

◇上尾市入学準備金・奨学金貸付条例施行規則 新旧対照表

改正後 (<u>太字</u> 改正部分)	改正前 (_____ 改正部分)
<p>(申請の手続)</p> <p>第3条 入学準備金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる書類を上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1) 入学準備金・奨学金貸付申請書(第1号様式)</p> <p>(2) 推薦書(第2号様式)</p> <p>(3) 申請者の世帯の全員が記載された住民票の写し</p> <p>(4) 連帯保証人が市内に居住しない場合にあつては、連帯保証人の収入状況を証する書類及び住民票の写し</p> <p>2 入学準備金の貸付申請期間は、1月5日から同月20日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、その期間を変更することができる。</p>	<p>(申請の手続)</p> <p>第3条 入学準備金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる書類を上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。</p> <p>(1) 入学準備金・奨学金貸付申請書(第1号様式)</p> <p>(2) 推薦書(第2号様式)</p> <p>(3) 申請者の世帯の全員が記載された住民票の写し(入学準備金の貸付けを受けようとする者が<u>外国人登録法(昭和27年法律第125号)第2条第1項に規定する外国人である場合にあつては、家族事項について記載のある登録原票記載事項証明書</u>)</p> <p>(4) 連帯保証人が市内に居住しない場合にあつては、連帯保証人の収入状況を証する書類及び住民票の写し</p> <p>2 入学準備金の貸付申請期間は、1月5日から同月20日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、その期間を変更することができる。</p>

住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

(平成21年7月8日成立。7月15日公布。)

《改正概要》

① 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。

- ・ 転出・転入の届出や職権により外国人住民に係る住民票の作成、修正等を行い、外国人住民に関する事務処理の基礎とする
- ・ 外国人住民に係る手続のワンストップ化を図る

② 他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。

- ・ 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止
- ・ 転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能

* ①に関係して、法務省において、現行の外国人登録制度を廃止し、適法に在留する外国人に対して空港・港等で在留カードを発行する法改正を実施。

【外国人住民関係の改正内容】

1. 外国人住民に係る住民票を作成する対象者

- ・ 在留カード交付対象者（3月を超える中長期在留者）、特別永住者等

2. 外国人住民に係る住民票の記載事項

- ・ 氏名、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載

3. 法務大臣からの通知

- ・ 在留資格の変更、在留期間の更新により、外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合に、法務大臣から市町村長へ通知

4. その他

- ・ 外国人と日本人で構成する一の世帯（複数国籍世帯）の正確な把握が可能
- ・ 閲覧制度、記載事項証明書の交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードに係る規定について、日本人と同様に外国人住民にも適用

《施行期日》

- ・ ①については、入管法等改正法の施行日（公布の日から3年以内の政令で定める日）
- ・ ②については、公布の日から3年以内の政令で定める日

出典：総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html）